

子育て短期支援事業

保護者の方が疾病や育児疲れ等の理由で、家庭での養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等において、一定期間保護を行う「ショートステイ」、保護者が仕事などの理由で平日の夜間または休日に保護する「トワイライトステイ」を実施しています。

ショートステイ

宿泊



対象者	本市在住の児童		
利用日数等	一回の利用につき月7日以内、各年度3回以内		
利用料金 (児童一人1日あたり)	年齢区分等	生活保護世帯 ・ 市民税非課税世帯の ひとり親世帯	その他の世帯
	2歳未満児・慢性疾患児	0円	5,350円
	2歳以上児 (慢性疾患児を除く)	0円	2,750円

トワイライトステイ

日帰り



対象者	本市在住の児童		
利用日数等	各年度30日以内		
利用料金 (児童一人1日あたり)	事業の種類	生活保護世帯 ・ 市民税非課税世帯の ひとり親世帯	その他の世帯
	夜間養護 (原則午後6時～午後10時)	0円	750円
	休日養護 (原則午前9時～午後5時)	0円	1,350円

問い合わせ先：門真市 こども家庭センター ひよこテラス

家庭児童相談グループ

TEL:06-6902-6148



利用の流れ



問合せ・相談



利用要件の確認



利用申請・書類提出
(利用可能な場合)



利用決定



施設利用



施設への利用料金支払い



※施設への送迎は保護者の方がお願いします。

※施設の定員・児童の健康状況により受け入れ困難な場合があります。

申請時に必要な書類

必要書類

・門真市子育て支援短期支援事業申請書

生活保護世帯や市民税非課税世帯のひとり親世帯は、利用料金の減免制度がございますので、上記書類に加え下記の書類が必要です。

	世 帯	必要書類
1	生活保護世帯	・生活保護証明書
2	市民税非課税世帯の ひとり親世帯	・非課税を証明する書類（施設の初日利用日が4～6月 の場合は前年度のもの） ・ひとり親であることが確認できる書類 （児童扶養手当証書または児童扶養手当受給証明書）

※生活保護証明書・非課税を証明する書類は発行から3ヶ月以内のものを
ご用意ください。